

## 第 34 回 道州制特区提案検討委員会 会議録

日 時： 平成 22 年 1 月 22 日 (金) 14:00～16:10

場 所： かでる 2・7 710 研修室

出席者：

(委 員) 井上会長、竹田委員、南部委員、宮田委員、湯浅委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 山本局長、出町局次長、本間参事、渡辺参事

(井上会長)

では、みなさん方のところに配布されております次第に沿って議事の進行を進めてまいりたいと思います。

いつも申し上げるのですが、是非自由で闊達なご議論等々をいただければというふうに思います。

議題の(1)でございます。道民提案における継続審議案件(カジノ・自由貿易地域・空港の一括管理)の審議経過等についてということになります。

あらかじめ若干付け加えておきますと、昨年 11 月 6 日以来の開催ということになりますが、現体制で 2 回目の委員会となります。本日は、第 5 回答申に向けたスタートの委員会となります。年も明けて新たな気持ちで検討を進めてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

議事に関わる部分でございますが、最初の議事は、先程申し上げましたように道民提案における継続審議案件ということになっております。これは、前回若干言及させていただきましたけれども、前委員会で道民提案 314 件を検討した結果、継続審議案件として前委員会から申し送りがあった案件でございます。

これらにつきましては、次回以降の委員会で適宜審議をするということになっておりますけれども、新たに委員に就任していただいた先生方もおられますので、各委員が今後の審議にあたって共通の認識を持っておくということが必要だと思いますので、まずこのあたりのところから事務局のほうにこれまでの経緯等々をふまえまして整理したかたちで説明をさせていただこうというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

(地域主権局 渡辺参事)

今年もよろしくお願いいたします。

説明に入る前に事務局から報告ということでさせていただきます。

昨年 11 月のこの委員会で湯浅委員から道民提案に対する委員会の検討結果、ホームペー

ジだけではなくて提案された方にその結果を知らせるべきではないかというご指摘をいただきました。そのご意見に沿って12月に道のほうで提案した方の住所・氏名を把握している方については、検討の結果を送らせていただいたところでございます。

それと、また11月の委員会で五十嵐委員から道民提案の実現手法等に関する整理一覧表というものがあります。それについて委員のみなさんにお配りしてはどうかという部分でのご発言がありましたけれども、送らせていただいております。

それでは、中身を見ていただいて、いろいろお気づきの点があればいつでも事務局のほうへいっていただければ幸いです。

報告は、以上でございます。

それでは資料1道民提案における継続審議案件という資料に沿って読ませていただきます。まず1ページ目でございますけれども、カジノでございます。

これは、提案としては2本でございます。両方とも観光振興を目的にカジノを設置できるようにしたらいいのではないかという提案でございます。

まず3ページをご覧ください。これは、皆様にもいっておりますけれども、道民提案の実現手法等に関する整理一覧表ということで、私どもとしては通称メリ・デメ表と呼んでいる資料でございます。

真ん中を見ていただきたいのですが、ここに「事実関係等の整理」という欄がございます。ここの3つ目の・点でございます。カジノにつきましては、現在の法律では、刑法185条・常習賭博及び賭博場開張等の凶利の罪、186条・富くじ発売等の罪ということで、いわゆる賭博罪ということで特殊な部門が対象になってございまして、法務省の見解では、構造改革特区の提案ということで出ているのですけれども、その回答における法務省の見解というのは、カジノについては特区というかたちで刑法の適用除外、ある地域に限って刑法の適用を除外するというふうな対応ができないというふうに記載しております。

したがって隣の欄にありますけれども、「実現するために考えられる手法」というところになりますけれども、違法性を阻却する特別立法の制定ということで競馬ですとか宝くじのようにカジノを合法化する法律を制定するということが必要になるものと考えております。

そこで改めて1ページに戻ります。2番目でございますが、前の委員会での審議状況といたしましては、4回審議してございます。道庁内にカジノに関する研究会というのがございまして、そこでとりまとめた報告書、あるいは自民党の国会議員が議員立法というかたちでカジノの合法化を目指しているという動きもございまして、自民党がまとめた「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けた基本方針」などの資料をもとに意見交換をやっていただいております。

第31回目には、カジノの誘致に積極的に取り組んでおられます小樽商工会議所の専務理事をお招きして、その方とカジノ導入に向けた意見交換というものを行っていただいたと

ころでございます。

そうした中で、委員会の中では積極的な意見、あるいは消極的な意見両方がありまして、委員会といたしましては、一番下に四角がございますけれども、「地域において、住民の合意があり、カジノ誘致について自治体としての正式な意思表示や具体的な計画の策定等があれば、再度審議する」ということで整理してございます。

これはどういうことかということ、抽象的にカジノを北海道につくれるようにしてほしいということ、これを国に提案しても、具体性がないと見送り、具体的になってからあげてほしいということになるということで、少なくともどこかの自治体で熱願してやりたいということがあって具体的な検討ができたならそれをもとに再度提案に向けて検討するということが整理してございます。

1枚をめくっていただいて2ページになります。これは、国における動きをまとめたものでございます。最近の動きといたしまして、ここに「第15次構造改革特区におけるカジノ提案に対する対応」ということで、昨年11月と載っておりますけれども、これは長崎の佐世保が構造改革特区のかたちでカジノの合法化を求めました。法務省・警察庁両方ともこのような回答ということになってございます。

これは法務省・警察庁両方ともカジノを推進する省庁は、私どもではない。どこかの省庁がカジノの合法化ということで特別立法ということで検討していくのであれば法務省も警察庁もその場で必要な意見を述べさせていただきたいという回答でございます。

カジノをやる場合においてどこかの省庁が音頭をとって法律をつくるような動きというのができてこなければ道としてはなかなか法制化ということにはいかないのではないかとこのように思っています。

5番目に「道内の主な動き」ということでございます。道内の各地においてカジノについて書いているのは札幌・釧路、先程いいましたけれども小樽・千歳。このようなところで民間の方が中心になってカジノについて調査・研究が行われているといった状況になっております。カジノについては以上でございます。

次に自由貿易地域というところでございます。5ページになります。

この提案は、道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定してCIQ、税関ですとか税の優遇、査証の発給を特例措置するものでございます。

これにつきましては6ページを見ていただきたいのですが、ここの中程に「事実関係等の整理」というのがございます。2つ目のところでございますけれども、今日本では沖縄県に「沖縄振興特別措置法」というのがありまして、沖縄県では自由貿易地域に指定されてございます。

そして、その自由貿易地域に進出してきた企業に対して税制上の優遇措置を講じたり、あるいは関税を免税したり、そういうことがこの地域内においては優遇措置として講じられています。この件の道民提案もそういうものを念頭に置いて出されているのかなというふうに私どもとしては考えてございます。

5 ページに戻っていただきたいのですが、一番初めの整理ということで 5 ページの一番下に「参考」というものがございます。提案の中で CIQ 業務、税関とか出入国管理、検疫の業務、査証ビザの給付業務につきましては、これはやはり国の主権とかかわることとございまして、これは国の専掌事項ということで沖縄においてこういったことの業務が行われておりませんので、私どもとしても特区としての提案はなじまないというふうに考えております。

したがって、この提案については「自由貿易地域」というものを設定して関税の免除ですとか CIQ への税制上の優遇措置などを講じるという部分について提案に可能かどうかの検討をするということになっております。

2 番目になりますけれども、これまでの委員会の審議状況でございます。これにつきましては、このケースにつきましては 1 回だけ審議しているということで、提案の趣旨と先程説明しましたが沖縄の例について委員会のほうに事務局から説明をさせていただいたということでございます。

この提案につきましては、四角の中ですけれども、具体的な計画というものがあ程度まともならば提案しても門前払いということになってしまうということで、この提案を出してきた地域において具体的な計画を模索中ということでございますので、そうした状況を見ながら改めて審議をするということで継続扱いになっております。

次に 9 ページでございます。「空港の一括管理」というところでございます。

この提案につきましても、先程の「メリ・デメ表」ということで 11 ページをご覧ください。提案ですけれども道内の第 2 種 A 空港のことでございまして、「事実関係等の整理」のところにありますけれども、第 2 種 A 空港というのは国が設置して国が管理している空港ということで、北海道では新千歳空港、稚内空港、函館空港、釧路空港の 4 つの空港がございまして、それらの管理権限を国から道のほうに移譲してもらおうというのが提案の趣旨でございます。

それで、実現した場合のメリット・デメリットというところが右のほうにございます。そのメリットの 2 つ目でございますけれども、空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足を賄える可能性がある。この第三種空港というのは、事実関係等の整理にありますけれども、道が設置して道が管理している空港というものです。国が管理している空港を道に移譲というのは、新千歳空港の黒字分で道の管理空港についての収支不足を賄えるのではないかと。このようなメリットになってございます。

一方反対にデメリットのところになりますけれども、空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の 4 空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用を合わせると、新千歳空港の着陸料の収入だけでは収支不足になる可能性があるということで、メリット・デメリットで相矛盾したことが書かれていますけれども、果たしてどちらなのかということが本委員会での検討の最大の命題になっております。

ここで資料の 9 ページに戻っていただきたいのですが、これまでの委員会の審議状況と

いうこととございます。4回に亘って検討して審議をしています。9回目の委員会では、実際のところ国管理空港の収支はどうかということと調べるといって道の担当課のほうで調べた資料をもとに議論をしたのです。国が管理している空港は、いわゆる空整特会、空港整備特別会計、今は名称が変わって違う呼び名になっていますけれども、いわゆる空整特会というかたちで空港社は全国で一括管理されていて、個別の空港の収支につきましては情報が出ていないというのが状況でございます。

ところで、たまたま国の空港に関する審議会の中で新千歳空港の収支・資産というものが公表されましたことから、その資料を用いて道の担当課のほうで道内の空港収支というものを試算して、それを示したというのが第9回の委員会でございます。

この示した内容でございますけれども、点線で囲っていますけれども「ポイント」といって道の管理空港になると着陸料などは道が決めることができ、それが道の収入になる。また空港の敷地をターミナルビルとして貸して、その賃借料を受けることができるという収入がある一方で、空港の整備に膨大なお金がかかる。平成17年の国管理の4空港の合計で60億ほどかかっているの、果たして収支が成り立つのかということが問題です。道の試算では、国管理の4空港の合計で7億5千万から9億円程度の歳出超過になるようだというのが試算結果でございました。

10回目、11回目というのは、道州制の中では、地方空港の管理については道州が行うべきだということ、第28次地方制度調査会の答申などがありまして、そういった資料をもとに空港を地域で管理することによってこのようなメリットがあるというような議論を出したところでございます。

それで24回目には、先程説明しました第9回の委員会で、道のほうから説明した空港の収支の試算に関して五十嵐委員から大分細かい部分に亘って質問が出されています。それに対して道の担当からお答えするというかたちで行いました。結果としましては、国が情報を開示しない限り道が行った収支試算というのは、あくまでも推計ということではなくして実際のところはわからないというのが結論でございました。

こうしたことで委員会といたしましては、10ページの上のほうになりますけれども、空港別収支など空港に関する国の情報開示の状況などに応じて再度審議するというふうになって継続ということになっています。

そうした中で昨年の7月に国土交通省から国が管理する全国26の空港について平成18年度の個別の収支試算というものが出てきたということとございます。

この発表した結果というのは、パターン1からパターン4ということになってございますけれども、これを説明しますと長くなりますので今日は内容の説明は省略させていただきます。さらに今年度末には、平成19年度のデータに基づく収支試算というのを、国のほうは出すというふうになっております。

ただ、このパターン1から4について出されたデータというのは、政権交代の前の状態で出てきたということもございまして、政権交代のあと前原国土交通大臣の発言の中で、

いわゆる空整特会を廃止して一般財源、一般会計で空港整備をやるべきだといったような趣旨の発言もありまして、今後国のほうがどのように空港整備特別会計を見直していくのかといった動きも見ながら、空港については扱いをどうしていくのか審議をしていただきたいというふうに考えてございます。

以上が継続の案件についてランダムにご説明させていただきました。尚、前委員会から継続審議案件としての申し送りがありましたのは、今説明したこの3つの他に道庁内からの提案ということで継続案件となっています「特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設」というのが1本ございます。この案件につきましては、前委員会からの申し送り事項として答申に向けて前向きに検討すべきということになってございます。今説明したカジノですとか自由貿易・空港とは違って検討委員会の検討事項ということで、またあとで第5回目の答申に向けてまとまった段階で特区理学療法士・特区作業療法士については答申にさせていただくというふうに思っております。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

前委員会からの引継ぎ案件ということで3つの案件についてこれまでの経緯等々について事務局から説明がありました。ただ今の説明等々に関連しまして委員の皆様方で何らかのご意見、あるいはご質問があったら忌憚なくお出しただければというふうに思います。いかがでございましょうか。

竹田委員どうぞ。

(竹田委員)

竹田でございます。

基本的なといいますか、前提としてのお話でさせていただきたいのですけれども、例えば今日のものでいくと最初に出てくるカジノですけれども、この特区推進、こういうものを道州制特区の中でつくったほうが、あるいは何かできるのではないかという意見は、道州制にしたほうがメリットがあるということと、それから、たとえばカジノというのは、現在はできないけれどもできるようにすればメリットがあるということとは別ですよ。

カジノのような、道州制というのはとりあえずは関係ないと私は思うのですけれども、そういう事について、ここで議論しているのでしょうか。

(地域主権局 渡辺参事)

そこら辺というのは、前の委員会でも問題になっているのです。

狭く考えると、道州制ということでいくと国からの権限移譲ということになります。ただ幅広く考えると、道州制になったときは、道州というのは、それぞれ財政的に独立して

いく必要があるということで、道州たる道が独立するために、本来なら施策なりということができれば財政的に独立できるのではないかというようなものも、広く含めて国には提案してきています。

それで、カジノと類似になるかと思うのですけれども、第2回目提案の「特定免税店制度の創設」というものがありました。これについても関税の減免制度が、北海道に特定免税店をつくって関税を免除してもらおうという提案なのですけれども、これを狭く考えると関税の権限を道に移譲してくれることではないのです。規制緩和、国に権限があるままで北海道については国が免税店として運営していく中で免除してもらおう。その部分は幅広く道州制特区で考えています。

私どもの道州制特区の考え方、道州制というのはより道民に身近になるということでいけば権限移譲だけではなかなか道州制のことを道民の方が話してくれるというのは、なかなか言いにくいものですから、そういった意味では、直接的には道州制ということとは本当に直結ではないのかもしれませんが、要は道が財政的に独立していくほか、地域の経済が発展する、道州になればこういうことができるのだというようなことを理論的に提案することで道民のみなさんに道州制というものを感じてもらおうという趣旨の内容でやってございます。

(竹田委員)

趣旨は了解しました。  
ありがとうございます。

(井上会長)

その他いかがでございましょうか。  
湯浅委員どうぞ。

(湯浅委員)

湯浅です。よろしく申し上げます。

先程の報告の中に、昨年までの提案に対しての報告を、提案者に対して12月にしてくださったと聞いて大変うれしく思いました。

そのことも含めてなのですけれども、このような特区提案のようなかたちをみなさんがしてくださったときに、私もたくさん資料を送っていただいたので斜め読みだったのですが、これも読ませてもらって、これだけ多くの提案がきたのだなということと、それをすごく丁寧に審議されて答えが出ている。

それを、やはり提案した人に戻さないと1回で諦めるのか、さらに団体や地域で工夫や知恵を重ねて、もう一度提案できる内容も結構あるというふうに見せていただいたので、とても生きてくるというふうに思いました。ありがとうございます。

それと、今のご説明の中に自分としてもちょっと関心が高いのは、このカジノについてだったのです。本当にこれもすごく長い間細かく審議されて意見交換もやられているのだなということがわかったのです。その1ページ目の最後のほうに、次の再度審議するときは住民の合意で引っ張るということが条件の中にあります。もう一度これが提案されるといいますか審議されるということは、そこの辺はクリアしてきたということで理解してよろしいのでしょうか。

(地域主権局 渡辺参事)

今の道内のカジノにおいては、経済界を中心に民間有志の方が中心になって取り組んでおられます。この検討委員会では、自治体として取り組むといったような動きと申しますか、そういったことを住民の合意というふうに考えております。要は、市町村議会も含めてこれに誘致していきましょうということであれば前向きに考えましょうといった意味合いで、これまで委員会では議論をしてきたというふうに承知しております。

(井上会長)

その他いかがでしょうか。

若干今まで出てきた部分について、私は最初のほうから申しますので説明をさせていただきたいと思っております。

今の事務局からの説明よりは少し広い範囲でお話することになると思っております。まず第1点目は、この道州制特区提案検討委員会というのは、基本的に住民の目線でと申しますか、道庁の事務局が自らその提案を揃えてということではなくて、北海道内津々浦々の各階層、各地域の方々からまず最初に提案をしていただくというところを出発にしています。

ですから先程に道庁の参事から説明がありましたけれども、本当にここで取り上げた部分では、あえて道庁提案というふうにいわなければいけないぐらい少ないものしかなくて、実は300何件というもののほとんど全ては、道民の皆様方一人ひとりのご提案ということにしております。

こういうかたちで今後も続けていきたいと思っておりますし、今回ご参集いただいております各委員の先生方は、道民一人ひとりの目線に立ってご意見等々をいただければこの委員会もうまく機能するのではないかというふうに思っております。

そういう意味では、先程湯浅委員が触れられましたけれども、要するに提案者に答えるべきではないかというふうにいわれるのは、もう何十回とここで議論をやってきた中で今日は通算34回目ですか、その間に33回目にして出てきたので、それらの反省もふまえながらアクションをとったというようなことでもあります。

今日は、お二方が欠席されておりますけれども、是非1人の生活者として地域に住んでいる人間としての視点からご意見等々をいただければいいと思っております。

あと法律的な点というのは、そのために行政学者も入れておりますので、そういった方々



の協力を得ながら整理していくということでもありますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに先程資料1に基づいて道民提案におけるということでお話がありました。ここのところは、実際には何度も何度もこの委員会で慎重に審議を重ねてきましたけれども、これまで4回国に提案しているものの中には入らなかったものです。これは委員会の中でも本当に意見が割れたし、さらに時期的には、出そうというふうになっていたのが、しばらく放っておくと、これはやはりねというような形でぶれていた部分があります。

ですから経済的に地域が疲弊しているの、経済的に何とか再生しなければいけないというときには、カジノをやろうよというふうになるのです。しかし教育の観点だとかお母様方の意見を聞くと、なかなか1本真つすぐにはいかないということがあります。

余計なことなのですが、ここの委員会では、道州制特区提案委員会ということで、やはり道民のみなさん方の意見を100%尊重し、そしてその中でよほど大きな問題がない限りは法律に照らし合わせて整備をし、そして私どものほうから知事に答申をし、知事は、そこで必要があれば取捨選択をされるなりする権限は当然あるわけですから、そこで考慮されて今度は議会上がっていく。議会から今度は国に上がっていく。国も何段階もあるのですが上がっていく。それで可決してくれば今度は、必要な法律整備、つまり地域における条例というものを道議会で作っていかれるわけです。このあたりのところは非常に複雑で手間暇がかかるのです。

ここのところでやる部分は、とにかく一部の人でも、そしてしっかりとした、反社会的であれば別ですが、議論がなされていれば、これはなるべくだったら上げていこうというスタンスで今までできました。

ですからカジノの案件も、これは本当に今度答申に盛り込もうというギリギリのところまでいったことが1回、2回ありました。

結論の部分は、先程ご指摘がありましたけれども、第31回の委員会において小樽商工会議所の専務理事をお招きしていろいろなお話を聞きました。それで私どもの見解とすれば、小樽の市議会でこれをやろうというふうに可決されれば、それは地域に住んでおられる意見の総意としてその地域で、市議会で可決されれば、これは上げないわけにはいかないというところまできていました。しかしそこまでいっていないということがわかったので、これがペンディングになっているということでもあります。

政党の動きというのは、その後あまり目立った動きはないのですが、新政権のさる大臣が「沖縄につくったらどうか」というような話をされたということで若干焦りもしているのですが、そのような経緯があります。

同じように「自由貿易地域」というところについても、結局その提案をなされたさる地域があるわけです。さる地域、さる団体、あるいはさる議会というのがあるわけで、そのところでやってほしいというような提案がございました。

それで、そのところがそれほど熱心であれば、そして具体的に何をどうしたいのかと

ということが明確に伝われば、ここで取り上げないわけにはいかないというふうにはなっております。

ただ提案があったのは、いつでしょうか、最初の頃ですから、委員会では 20 年の 6 月 12 日に議論したことになっていますが、その後その地域、その提案者のところで具体的な動きが何もありません。ですから、ここでどのように組み立てていけばということで、十分な意見の聴取等々ができないということでペンディングになっております。

事務局のほうで説明がありましたように、「参考」のところで「国家保安上の基本的責務である」というのが実は、これは曲者といいますか引っかかる部分で、道州制というところでやる部分では、要するに国から全ての権限を地方に移譲してという中で移譲できないものが大きな括りで 3 つあります。

1 つは、外交です。あとは軍事といいますか軍備というところもある。あとは司法というところがあります。それ以外の部分は、地域に地方分権というかたちで移譲したらどうかというところの議論があるのですが、その「外交・軍事」というところに「国家保安上の」というところが引っかかるので、そこをどうクリアするかということが引っかかっているわけでありまして。

ただ、そのところを議論として避けて通れないということではなくて、たとえば私どももところで議論した中で無理だというふうになっていたものは、新千歳空港における民間航空の離発着の問題なのです。これは、要するに自衛隊なりの権限だからということで勝手に飛んできたり、勝手に飛び立ってはいけないというようなことがあったということがあります。

これがあつという間に、この 1 月でしたか、中国・ロシアからの発着を今まで制限されていた曜日にもできるようにするというようなことが出てきました。そういうことも踏まえれば、あの領域に近づかないというようなことではなくて十分審議をするということ、いずれにしても必要なのではないかというふうに思っているということでありまして。

長くなって申し訳ないのですが、「空港の一括管理」というところなんです。

これも何度も議論をしました。これの一番厄介な部分というのは、収支計算ができないメカニズムになっているということなのです。いつも、要するに、ご存知のように新千歳空港というのは、日本で一番客を運んできているドル箱路線ですから、ここが大幅な黒字なので他の空港が若干赤字であっても我われにとってみれば自由な空港の一括管理で、そして空港の離発着料等々を自由に決めていけば北海道の経済・産業・観光の起爆剤になるのではないかというようなことがありました。

ただ私どもは、どういう判断をするにしても、やはり損か得かの計算ぐらひはきちんとしてあげなければいけないということでやるのですが、それが出てこないのです。

それで、ようやく出てきたのが、先程渡辺参事から説明がありました 10 ページの去年の 7 月 31 日ということ。これまでは、そういう統計はないというようことで一蹴されるのです。何か大括りの数字で損するぞ、損するぞというふうにいわれ続けていた。

これにはまた私どもの検討委員会の事例があるのですが、たとえば北見の水道というものがありません。ご記憶だと思っておりますが、北見の水道管が破裂したということがありました。町中が水浸しになる。人口 5 万人を超えれば国の管轄、5 万人以下は地元の管轄ということですが、北見は 5 万人以上ですから、要するに水がバンバン溢れ出ているのに霞ヶ関から人が飛んでこない限り我われは一切手をつけられないというようなかたちになっているということです。その権限を我われは国からいただいたわけです。

そうすると、付いてきたお金は、1 年間 73 万円だった。それで、やはりきちんとした議論をするためには国が持っている情報というものをきちんと公開してもらわないと、要するに騙し討ちにあうということで第 4 回答申にはそこを開示しろというようなかたちで出しました。それに関係しているのかどうかというのは、たぶん関係していないのですが、それで先程出てきたような数字がその後に出てくるわけです。「各空港別の」というのが出てきます。

そのようなこともありますので、本当に多種多様な経歴をお持ちのみなさん方が出てきておられますので、自分の持ち場から忌憚のない意見をいっていただきたいというのはそういう意味なのです。

先程お話があった「道州制」と「道州制特区」、これは絶えずこの話をするのですが、このところでやっているのは道州制そのものではない。道州制そのものというのは最後の着地点のところでは地域に権限を出すといいますか、地方分権といいますか、地域主権型の道州制というのは、少なくとも私などが目指す方向だというふうに思っているのです。これは道州制そのものを議論していないので必ずしもみなさんのコンセンサスではないわけです。ただ地域主権型道州制ということでもありますので、けれどもそれに行き着くひとつ手前のところで一つひとつ現行の法律や規制というものを取っ払わないと私たちは思ったような経済・社会活動ができませんね、安心して安全な生活ができませんねということで、そういった規制や法律というものを一本一本事務局を中心にして整理しながらここで議論しているというようなことでもあります。その点をご理解いただければというふうに思います。

長くなりましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

では、またこれに対するご意見等々があったら出していただきたいのですが、議題としては先に進ませていただければというふうに思います。

(2)「道民提案（新規分）の第 1 次整理について」ということです。

これは、どういうやり方をしているのかというのは、みなさん方、去年の秋以降、11 月以降、女性が座って事業仕分けをやっている。これを私どもはずっと前から事業仕分けをやっていて、私どもは本棚に返すかというような話をよくしています。その点について若干お話しします。

これまでの 4 回の答申ベースとなった道民提案は、314 件です。それらについては、答申に向けて検討をさらに深めていく。つまり特区提案として検討すべきものというのは 1 つのカテゴリーとして、あと 1 つの別なカテゴリーは、現行の法令や施策の推進などで対

応可能である。つまり特区提案によらなくても対応可能なものというふうに仕分けをする。これが、私どもがいう「第1次整理」ということで、それをまず行います。

そして、特区提案として検討すべきものというふうに、○に近いクエスチョンマークがついているものについては、今度はそれについて順次仔細な検討をしていくというような作業をやってまいりました。

今回も同様なかたちになりますが、新規分の道民提案についても同様にまず1次整理を行うということになります。

委員会としては、道民のみなさん方からいただいたご提案をベースにできるだけ多くの道民のみなさん方の声を国政の場に届けることを目的としています。

このためこの1次整理で特区提案によらなくても可能なもの、要するにクエスチョンマークで△がついたもの、特区提案によらなくても対応可能というふうに整理された道民提案や、あるいは特区提案として検討すべきものと整理されたもの、こういったものについてはきちんと整理をしていくということです。逆に、答申に至らず一旦答申には盛り込まないというふうに判断したものについては、もうだめだということで×にするのではなくて、一旦、これは私どもの言い回しですが、本棚に整理をして残しておくということ。

それで、先程出ていましたように時期が変わると、これはやはりやらなければいけないのではないかなというようなものについては、整理してある本棚から出してきて、そしてまた審議の俎上に乗せるというようなことで検討・再検討というようなことも行っているというようなことにしたい、あるいはしているということでもありますのでご承知いただきたいというふうに思います。

そのようなことで今日は、第1次整理については、少し広い範囲で特区提案として検討しましょう。知事、国に上げていく前の最初の作業として道民のみなさんから新たに上がってきている提案を仕分けをしましょうということを、今日お諮りするところであります。

では事務局からご説明いただきたいと思います。

(地域主権局 渡辺参事)

では、資料2-1と2-2になります。まず2-1でございます。

これは、道民提案の状況ということで38件、1ページ目から3ページ目までが一覧表ということで提案すべての概要が書いてあります。

4ページ以降は、寄せられた提案の内容をそのまま載せているということでより詳細な内容になってございます。

今日私が説明するのは、資料2-2を使って説明をさせていただきます。「道民提案の実現手法等に関する整理一覧表」となっております。

提案の内容がありまして真ん中に「事実関係等の整理」というところがございまして、これを実現するためにはこういうことが考えられる。それを実際にやったときにはこのようなメリットがあつて、その反面このようなデメリットがあるというふうに整理していま

す。これが特区提案に向けて検討する事項であります。

それで20ページを見ていただきたいのですが、これは特区提案によらなくても対応可能ということでございます。ここの真ん中辺に「国の専掌事項」ということで、「現行法令で対応可能」、あるいは「現行施策の推進で対応可能」、「その他」というふうに分けられています。この区分けで整理ということをしてございます。

それでは資料2-2を使いまして、まず「特区提案として検討すべきもの」として事務局で整理したものについて先に説明をさせていただいて、そのあと「特区提案によらなくても可能なもの」ということの説明を進めていきたいと思っております。

それでは一番初め1ページ目になります。これは「携帯型心電計に関する使用制限緩和」という内容でございます。

提案の概要ですけれども、簡単に心電図の測定ができる携帯型心電計というものが開発されて一般に売られているということでございます。こういったものを訪問介護などの際に介護福祉士の方ですとかヘルパーの方が、その介護を受ける方に使用できるようにする。合わせてそれを保健所とか医療機関と通信ネットワークで結んで、計測データを転送できるシステムを導入して心臓病の早期発見・治療につなげるというような内容でございます。

それで「事実関係等の整理」でございます。携帯型心電計というのは、自分に使う、自己への使用を前提にしているということ、他の第三者、自分以外の方に使うといったことは、基本的には医療行為というものが有りますから心電図検査にあたるというふうと考えられます。

それで心電図検査というのは、医療行為ということであれば医師ですとか保健師ですとか助産師ですとか資格のある者が行い、それ以外の者はできないというようなこととなります。

この事実関係等の整理の下に（従前は）というのがあります。介護の現場では、以前から介護士が介護をするのですけれども、医療行為にあたるのかどうかということでは、現場ではいろいろ戸惑いがあるというところがございます。ここでは、従前は医行為に該当するかどうかは明示されていなくて、介護士などが行うことに疑念があったけれども、それに関して厚生労働省から法律の解釈ということで通知が出されております。それによりますと体温計による体温計測、自動血圧測定器による血圧の測定、または軽度な切り傷・すり傷等の処置、これはバンソウコウを貼るとかそういったことだと思いますが、それと爪切りなどは医療行為にあたらないので訪問介護の際に介護福祉士などの方についてそういうことをやっていいですという通知が出ています。

この通知の中には、携帯型心電計というのが含まれていないというのが事実であるということになっております。

そういったことからいくと、これは未だに医行為ということで介護福祉士などの資格のない方については、自分のことを調べる以外はできないということでございます。

その横に「実現するために考えられる手法」ということで、この提案を実現するには社

会福祉士及び介護福祉士法の改正をして医行為である心電図検査を、資格を持っている人はできるというふうにするか、あるいは携帯型心電計というのは体温測定ですとか血圧測定と同じように医行為にはあたらないというふうに整理して国から通知を出してもらうのか、どちらかの対応によって可能になるのかなというふうに考えられます。

これに関するメリット・デメリットですけれども、心臓病の早期発見・治療につながるということがメリットです。デメリットとしては、医療的知識のない人に安易にそういうことをさせて健康被害ということが起きうるということをデメリットとして整理しました。

次に2番目でございます。270番でございます。これは「農用地の活用」という提案でございます。

提案の概要としては、耕作放棄地が多く田畑として再生が難しいのに農用地に指定されているために転用するのが難しいケースが多い。土地の有効活用を促進するために市町村に権限を移譲すべきであるといった内容になっています。

事実関係等の整理でございます。農用地区域といいますのは、市町村が今後10年以上に亘って農業上の利用を確保すべき土地として指定するものでございまして、農地として使う以外の土地利用については厳しく制限されていまして、農地の転用というのは原則認められないということになっています。

ただ、農用地区域の指定や変更というのは、そもそも市町村の権限ということでございまして、国ですとか道が指定の除外等を行うという仕組みにはなっていません。

この農地の関係につきましては、平成20年3月に第2回の道州制特区の提案において、今4ヘクタールを超える農地の転用というのは、農林水産大臣の権限になっていまして、この権限を知事に移してほしいという提案を国に対して行ったところでございます。

しかしタイミングが悪かったといいますか、国では平成21年6月に農地法の改正というのを行って、逆に農地転用の規制の厳格化ということを図ったということでございます。そういう状況の中で道の特区提案に対しましては、新しい農地法の施行を5年をめぐりしてその法律の施行状況を緩和して改めて検討するという対応方針が国から示されているところでございます。

3ページになりますけれども、農地に関係する国の事務に関しては、道の権限を事務処理の特例ということで道から市町村へ権限移譲を進めてございまして、結構多くの市町村に権限が移って行ってございます。

次になりますけれども、実現するために考えられる手法ということで、農地転用でございますから農地法の改正ということが求められます。

それでメリット・デメリットでございます。メリットとしては、地域の実情に即した土地利用の促進が期待される。

逆にデメリットとしては、農地が安易に転用されて農業生産が縮小してしまう可能性があるということでございます。

これにつきましては、3ページの下の方に点線で囲ってありますけれども「過去の類

似提案」ということで、今回出てきている提案と似た提案というのがあるということでございます。

他の部分についても類似提案が過去にあった場合には、参考に点線で囲って整理しております。

次に4ページ目になります。「企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充」というものでございます。これにつきましては「企業立地促進法」という法律がございまして、これは企業立地の促進を図って地域の活性化をさせるといった趣旨の法律でございます。この法律に基づいて基本計画を定めた地域に立地した企業について税制上の優遇措置を講じたり、地方税に関してもその減免をしたりといった優遇が講じられて企業誘致が促進されるような仕組みになっています。その対象となる産業が、業種が総務省令に定められています。これが必ずしも道内各地域の実情に合った業種に一致していないので、総務省令の対象外については優遇措置が受けられるように仕組みを特区で変えてほしいというのが提案の趣旨でございます。

事実関係の概要でございます。これも先程の農地と同じように第1回の道州制特区提案で企業立地促進法の特例を国に答申しているものでございます。これにつきましては、国の回答は、国としては国税の減収につながることを法律ではなく条例で定めるということを確認するかどうかについては、将来の道州制の税財務のあり方に関する議論をふまえて継続検討ということでそういった方針が示されてございます。

これらを実現するために考えられる手法としては、企業立地促進法の改正ということでございます。

メリットは、地域下においてはメリットしかなくて、デメリットは、国のほうにはデメリットになるかもしれませんが、地域においてはメリットしかないということでございます。

次に5ページでございます。これは「地域観光の振興」ということでございます。これは、小さな旅行といいますか、地域で旅程のあるツアーを組んでお客さんを募集したりすると旅行業法違反ということになります。それで、地域で独自にツアーを組み募集し集金することや、宿がツアーを募集することを合法化できるようにする。レンタカーのマイクロバスを利用し旅客運送をできるようにするといった内容でございます。

事実関係等の整理になります。現在旅行業法では、報酬を得て旅行業務をして、運送宿泊サービスの媒体なのですけれども、それを取り扱い、事業として行うのは国土交通大臣、または都道府県知事の登録を受けなければならないというふうにされているものでございます。

したがって今回提案になっているのは、たとえ小規模であってもバスなどを手配して旅程スケジュールを組んで募集を行い、そして代金を徴収するといった場合には、旅行業の登録が必要であるということでございます。

旅行業の登録を受ける場合ですけれども、まず営業所ごとに旅行業務取扱管理者という

ものの資格を持った方を選任ということ。それと一定の財産的基礎を有することが必要である。また登録したあとで保証費としてお客様保護にかかる一定額の営業保証金の供託、または旅行業協会の保証金分を納付しなければならないというふうになっております。

具体的に旅行業者として登録するための財産的基礎になりますけれども、1種だと3千万円、2種だと700万円、3種だと300万円ということになっています。

それで、企画旅行ということでございますと2種までの資格がなければ企画旅行のツアーをすることはできないというふうになっています。

それで、実現するために考えられる手法ということです。これは、旅行業法の改正ということになります。1つは、旅行業法を改正して旅行業の登録がなくても企画旅行を募集したりすることができるようにするというふうにするのか、旅行業の登録のハードルを下げることによりやすく、参入しやすくして、旅行業の資格を取りやすくするといった方法が考えられます。

メリット・デメリットです。メリットとしましては、旅行商品の企画・販売が容易になるということ。デメリットとしては、利用される方の保護というようなことが損なわれる可能性があるということでございます。

次でございます。6ページになります。下に「レンタカーによる旅客運送」というのがございます。ここの提案の中に含まれたわけですが、レンタカーを運転手付きで旅客運送を行うことは、これは一般旅客自動車運送業の許可が必要でございまして、レンタカーで有償運送というものは認められていません。これにつきましてそれを実現するために考えられる手法というのは、道路運送法を改正してそれを可能にするということでございます。

メリット・デメリットにつきましては、デメリットとしては安全の確保ということで、既存のタクシーやバス会社の経営を圧迫するということになるといったことがデメリットとして考えられます。

次に273です。「道路・河川に係る権限移譲」というところでございます。これは、提案の内容としては、河川における取組を進める中で、行政の縦割りの対応で時間をロスした。中心部でイベント実施をするのに道路封鎖ができなくて国道・道道の管轄の違いで対応も違って戸惑った。道路の草刈をやりたいので役場に申し入れたけれども町の管理ではないので許可できないと拒否された。こういったようなことがあって道路・河川管理に係る権限を市町村に一元化すべきだといった内容になっています。

この事実関係等の整理になります。国道・道道の管理につきましては、通常国道は国が、道道については道が行っております。道路法の規定の中で札幌市のような指定都市については道道の管理というのは市がやることになっています。それと市であれば道と協議してその管理権限を道のほうから移譲を受けるといったことが道路法の中では認められております。町村につきましては、道道の管理というのを道から移譲ということは法律上はできないことになっています。



それで道では、平成20年10月の第3回道州制特区提案の中において道道の管理権限を町村へ移譲できるように道路法を改正してほしいという提案を上げたところでございます。これにつきましては、国のほうでは、地方分権改革推進委員会という中で全国的にそういったことを進めるというふうにしますということで対応方針が平成21年3月に示されているところでございますので、道路については、その法律改正に道が従ってなされれば希望する町村へは道の管理権限は移せるということになります。国道に関しては、町村に対して移すということとはできないということでございます。

次に河川になります。河川につきましては、1級河川の指定区間外は国が、1級河川の指定区間と2級河川は都道府県が管理してございます。これは、国の地方分権改革の中でも河川の管理というのを都道府県に移管するというような勧告が出されておりますけれども、個別河川の地方への移管というのは技術的・財政的な面からの懸念もありましてなかなか進んでいないというのが現状でございます。

一方市町村へ河川の管理を移管してほしいというニーズが、次の8ページにございます。道路に関しては、道道の管理権限を移管してほしいという市町村の要望はございますけれども、河川に関しては具体的なニーズがあるかどうかというのは私どもとしては、まだ把握していないということでございます。

実現するために考えられる手法というのは、当然河川法と道路法の中で管理権限をも変えていくということが必要になってきます。

実現した場合のメリット・デメリットです。市町村が道路や河川を一元管理することによって維持・管理の効率化ですとか経費の軽減などが可能であるということです。デメリットでございますけれども、特に河川などでは1つの市町村で終わるわけではなくて、さらに下の市町村につながるものですから、個々の市町村でその河川を分断して管理した場合にどういった影響があるのかといったこと。また災害があった場合に非常に大きな被害が想定されまして、財政的な裏付けが大丈夫か、技術的に対応できるのかといったことも縷々検討する必要があるということでございます。

次に10ページになります。提案の内容は「地方自治法施行令第158条における寄付金取扱いの特例」ということでございます。これは、平成20年度の税制改正、住民税における寄付金税制の拡充ということで、出身地など「ふるさと」を応援したいという寄付者の思いを生かすという意味で、いわゆる「ふるさと納税」というものが導入されました。これは寄付という扱いなのですが、この寄付に関しては地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体の指針に徴収又は収納の事務委託をできるというものに寄付金は入っていませんで、したがってこの提案は、それに寄付を入れて、コンビニエンスストアで寄付金を収納することを可能にして、道外いろいろなところから集まるようにしたらいいのではないかと提案でございます。

事実関係等の整理になります。まずふるさと納税制度をちょっと説明したいと思います。下半分のほうになります。ふるさと納税制度というのは、個人が自ら選んだ市町村や都道

府県に5千円以上寄付をした場合、所得税と住民税の合計額から逆控除により一定の金額までの税額を控除するという仕組みでございまして、全国のどこに住んでいても全国の全ての市町村に対して寄付ができる。そしてその分は税が控除されるという仕組みでございます。

提案の概要にあります通り地方自治法施行令第158条の中では使用料・手数料・賃貸料・物品売払代金・貸付金の元利償還金ということで制限できるようになってございまして、寄付というのは入っていないということでございます。したがってコンビニにキャッシングの収納事務の委託はできないということになっています。

ちなみに現実にこのふるさと納税という寄付金はどのようにして集めているかということでございますけれども、北海道の例では、道におきましては、所定の金融機関に振り込んでいただくか、あるいは現金書留で直接送付してもらうといった方法で受理をしていくということでございます。

これの実現するために考えられる手法としては、当然ですけれども地方自治法施行令第158条で寄付を追加するというところでございます。

メリット・デメリットでございます。メリットとしては、確かに収納窓口が大幅に増えますので寄付を、ふるさと納税をする方が当然しやすくなるということでございます。デメリットとしましては、コンビニ等に払う収納手数料などの費用負担、それがどの程度になるのかといったところ、もしくはそれが巨額になればなるほど納税を受けても手数料が増えてしまうということがあるかもしれません。そういったデメリットが考えられるということでございます。

次に275番でございます。これは「北海道特定活動法人制度の創設」ということでございます。この内容としましては、北海道独自の法人組織の制定ということでございます。

たとえば、現在の社団・財団・NPOの区分をなくして新たに北海道特定活動法人などの認可を与えて、その法人に対して税制・資金確保ということを優遇するという内容でございます。

事実関係等の整理です。書いていませんけれども、今「法人」というのは、法律の一つとなっています民法33条でございます。法律の規定によらなければ法人というのはつくれないということになっています。

現在法人制度はどのようになっているかということですが、社団法人・財団法人というのがありますが、これは民法上の法人というものでございますけれども、これにつきましては公益法人制度改革ということで、一般社団・財団法人法というものと公益法人認定によるものがあります。登記だけで設立できる一般社団・財団法人というものと、そのうち公益事業を行うものとして民間有識者による委員会の意見に基づいて公益性を認定された公益社団・財団法人というものとに分けられるということでございます。

この公益法人については税制上の優遇措置等が講じられているということでございます。それと、もう1つのNPO法人ですけれども、特定非営利活動法人といいますが、こ

れについては特定非営利活動促進法というのがありまして、この中で設立の手続きなどがされておりまして。この中でも認定 NPO というものに関しては、税制上の優遇があつて寄付金に対する控除などの措置というものが適用されているということでございます。

それで、この提案を実現するためにはということですが、これについては、場合によっては民法の改正、条例ということになりまして民法を変えなくてはいけなくなるということがございます。あとは、一般社団・一般財団法人に関する法律の改正、特定非営利活動促進法、そういった関係法令の改正が必要になってくるというふうに考えています。

それでメリット・デメリットです。メリットとしては、道内の NPO、非営利活動の促進につながるということでございます。デメリットとしましては、北海道独自に認定された法人となり、国の中の他の地域において法人として認められるのかどうかという法的な基盤整備といったものが難しいのではないかと。あるいは、NPO 法が対象とする団体の法人格の取得というのが、要はハードルが逆に上がってしまつて、今まで NPO 法人だったものがそういう資格が取れなくなるといったデメリットも考えられるということでございます。

次でございます。276 でございます。これは認定 NPO 法人制度の認定要件ということで、今認定 NPO 法人ということで税制上の優遇ですとか寄付金の控除というのがあるのですが、これもハードルが高いのでこれを下げることで NPO の活動を活性化させるというのがこの概要でございます。

事実関係等の整理でございます。NPO 法人は、いろいろありますけれども、その中でも認定 NPO というふうになると、これは国税庁長官の認定を受けるということになるということではいろいろなハードルがございます。

認定 NPO 法人の要件としては、3 つ目の・点になりますけれども、パブリックサポートテストといったもので、それを出さなければならないですとか、活動対象についてもいろいろ制約があつたり、運営組織・経理のことですとか事業活動、情報公開などいろいろ条件があるということでございます。

13 ページになりますけれども、道内における NPO 法人の認証数は 1,552 団体。そのうち認定 NPO 法人は 2 団体しかないということでハードルが高いということは事実かなというふうに思います。

これについては租税特別措置法といったような条例関係の法令の改正を行つて NPO のハードルを下げるということが必要になってくるというふうに考えております。

メリット・デメリットですけれども、これはメリットしか書いていませんけれども、要は寄付が控除されれば NPO に集まる寄付が増えるといったことが考えられます。

(井上会長)

すみません、ちょっと確認なのですが。

ここで今説明していただいている、要するに特区提案として検討すべきものというのは、個別には次回、あるいは次回以降、仔細に検討するという理解でよろしいですか。

(地域主権局 渡辺参事)

そのとおりです。

(井上会長)

今日ここで審議しなければいけない部分というのは、先程参事からご指摘のあった 20 ページ以降の、要するに「提案によらなくてもいいもの」というところで、少なくともこれは一旦本棚に仕舞う、書棚に仕舞うということによろしいかということの審議をここでやっていただくという理解でよろしいですか。

そうすると前段のほうは、いかがでしょうか、時間の関係もありますからポイントだけで、むしろ後ろのほうの時間を十分に取りたいというふうに思うのですが、ちょっと私はそのように思うのですが。

(地域主権局 渡辺参事)

わかりました。では、そういうことで以降、特区として検討していくものはポイントだけ説明させていただきます。

今 276 まできましたので、次は 277 です。NPO バンクということで NPO の方が NPO 団体への出資といいますか資金融資、資金を設けている「NPO バンク」というのがあるのです。これが貸金業法の改正でハードルが高くなって存続できない状態が生じている。それで貸金業法を改正して存続しやすくするようにしてほしいといった内容の提案でございます。

次に 278 番になります。これは法人税率・贈与税率の特例ということで、北海道にある法人に関して減らしたい、税の特例を講じて移住を促進する効果があるということで、これは法人税法・相続税法等の改正が必要になってくるということでございます。

次に 279 番でございます。ゴールデンウィーク特区ということですが、ゴールデンウィークは 5 月ということですが、北海道の 5 月は寒いということで、ゴールデンウィークを 6 月にずらしてはどうかという提案でございます。これは国民の祝日に関する法律に特例を講じる措置があるということでございます。

次に 280 番になります。国からの権限・事務移譲などということですが。これは国の事務、特に自動車登録の車検に係る事務などを北海道のほうに移譲してはどうかということでございます。これは、関係法令をもう一度整理して国と道がやるという状況であればその改正が必要になるということでございます。

次にポストバスでございます。過疎地の足を確保するために宅配便ですとか郵便局の荷物を運送するバスに旅客も乗せて運送できるようになれば過疎地の足の確保につながるのではないかといた提案でございます。これについては、道路運送法の中では、お客さんを乗せることはできないことになっていきますので、その改正が必要になってくるということでございます。

続きまして 282 番でございます。国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外ということでございます。この提案の内容は、国の補助を受けますと目的以外に使用する、施設を転用しようとするときには補助金の返還といったことが求められます。他のことに転用しても補助金の返還等を求められないような特例を講じてほしいといった中身でございます。これについても補助金等適正化法という法律がございます、これの改正が必要になってまいります。

次に 283 番でございます。これは、地域通貨を利用した社会福祉に係る給与ということでございます。今いろいろな社会福祉の給付というのは、日本の通貨で行われていますけれども、これを地域通貨といったものでできるようにしたらいいのではないかという提案でございます。

これにつきましても通貨に関する法律とか生活保護法、社会福祉関係の法律の改正が必要になってくるということでございます。

特区提案として検討すべきものというのは以上になります。

引き続き、長くて恐縮ですが「特区提案によらなくても対応可能なもの」というのを説明させていただきます。

20 ページ、284 番でございます。外国人が増加していることから交通案内標識を中国語、ハングル語、英語の併記とするという提案でございます。

これにつきましては、過去にも類似の提案がございましたけれども、平成 16 年に国土交通省が「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」というのを設置して有識者による検討を行って、基本的に道路標識というのは日本語と英語の 2 ヶ国語の表記を徹底するということを決めております。3 ヶ国語以上の表記というのは、視認性を確保するという観点から適切ではないというふうになってございます。

したがって指針というのは、そういう中で決められていくことございまして、法律で決められていることではないので、これについては道路管理者が標識というのをつけますので、道路管理者が指針以外の考え方をすればできるということございまして、施策の推進の障害になっているのではないかとございまして。

次に 285 番でございます。大麻の活用促進ということでございます。提案の中身については、大麻というのは衣類、食糧、燃料などの原料になるということで大麻取締法を緩和して北海道で麻産業を興すということもできるというものでございます。

事実関係としては、大麻に関していろいろ規制していますけれども、大麻取締法を緩和することによって事案が増えてくるのではないかとということが考えられますので、提案ということで出すのは、特区提案としてはなじまないのではないかとございまして。

次に 286 番でございます。国際空港路の新規開設増と海外からの貨物や観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体性を道に移管するということでございます。

国際的な航空路の開設につきましては、国家間で航空協定を締結して、国家間による協議・了解ということでやってございまして、基本的には国の専掌事項でございます。した

がいまして北海道が交渉して道の新しい航空路の開設というのはなじまないのではないかとということで線引きをさせていただきます。

287 でございます。漁業権の特例ということでございます。これは、提案の内容が川釣りをされているお客さんのマナーが悪いということでキャッチアンドリリースということ徹底するということ。漁業権を設定して違反者に罰則を与えて釣り客に料金徴収を行うというふうにしたのだけれども、市町村には漁業権は今の法律では与えられないということで取り締まりはできないと。市町村にも漁業権を与えられるようにすべきという提案でございます。

これについては、現行法令で対応可能ということになってはいますが、現実には平成18年に構造改革特区の中で千歳と弟子屈町が市町村で漁業権を取得させてほしいという提案を行っております。国の対応は、現行法令で対応可能ということで徹底してはいますが、この理由は、要は漁業者から見ればその漁業組合というのをつくって、その漁協が免許を受けてそういう規則をつくれれば、要はいろいろな規制ができるということで組合をつくって対応すれば可能ということになっております。したがってこの提案についても漁協をつくって対応すれば可能ということでございます。

次に288番でございます。有害獣の駆除促進ということで、国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出すということでございます。

これについても現行法令で対応可能ということで、鳥獣の駆除の許可というのは、鳥獣法第9条第1項に基づいて北海道知事が許可を一元的に行っております。したがって法的には、知事が許可できるということでございます。ただ、土地の所有権が、国有林などに関しては知事の許可の他に土地を所有しているという意味でその人に国有林に対して許可を取ってもらうというような手続きなど、いろいろございますけれども、許可そのものは知事がやっているということで一元化されているというものでございます。

次に289番でございます。これは、銃刀法の特例ということです。ハンターなどの高齢化が進んでいて有害鳥獣の駆除を行うにあたって人の確保がなかなか難しくなっています。現行の銃刀法では、ライフル銃の所持というのは、10年以上猟銃の所有許可を受けていなければライフルは持てないということです。そういう有害鳥獣の駆除をする場合には、北海道猟友会の入会5年とか日本ライフル射撃協会に3年入会していればライフルを持てるように規制緩和をしてはどうかというのが内容でございます。

これについては、過去にも同様の提案がありました。これについては、現行法令で対応可能ということにしてございます。ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、あるいは事業に対して被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短い期間でライフル所持を認めているということでございまして、今の仕組みの中で対応可能ということでございます。

次に290番です。これは、市町村コンシェルジュということで市町村が実現したい政策について、道が専任のコンシェルジュを設置し、部横断的に調整・折衝を行い、市町村と

道の意志疎通を円滑にするという内容でございます。これにつきましては、現行の政策で対応可能ということで、特に法律が主になっているということではなくて、政策としてそういうことをやらないかということございまして、特区で対応するということはないということでございます。

次に 291 番でございます。補助金事務処理の共同化ということでございます。補助金事務処理センターを設置し、道・市町村の補助金事業のうち、政策判断に係る部分以外の業務を一元化することで事務の効率化を行うということです。これも今の 290 番市町村コンシェルジュと同じように政策の問題で公的にそういうものをつくってはいけないということになっているわけではございませんので、そういうことであればそういった政策をとることは可能と考えております。

次に 292 番です。離島における救急搬送に係る特例措置ということでございます。これは、離島で重症の患者さんが発生したときにはヘリコプター等で救急搬送を求めることとなります。その際に町長が道に出動要請を行い、道の防災ヘリコプター、あるいは札幌市が持っているヘリコプター、国の機関が持っているヘリコプターに関して調整を行って出動可能なヘリコプターがその離島に向かうというような内容を提案しております。

この提案に関しては、離島、これは奥尻なのですが、最短距離にある中核市、函館ですけれども、ここには海上保安庁の航空基地があるので道のエリアはなく、優先順位として海上保安庁のヘリコプターを使えるようにしてほしいということでございます。要は、道がヘリコプターを要請しても道の自治体に関しては市町村が要請できるようにしてほしいという内容でございます。

これにつきましては、道内におけます患者の救急搬送につきましては、北海道消防防災ヘリコプターによる緊急搬送手続要領というものが決まっています。市町村からの要請を受けて道が気象状況などを確認して一番適切なヘリコプターに対して出動要請ということになっています。

これらの機関や要請順位というのは、法律で特に定められているわけではございませんで、協議によって決めております。したがって奥尻について海上保安部がいの一で動けるといふ了解が得られれば、これは優先順位を 1 位にすることは可能ということでございまして、法律の内容を変えるといったことではございません。

次に 293 番でございます。食品衛生法の一部緩和ということでございます。これは、障害者の集いの場で、イベントでピザとかパンを焼いて原価程度で販売したいと考えていたのだけれども保健所の許可にならなかったということでイベントのような一時的に行うようなものは食品衛生法の弾力的な運用を行えるようにしようという内容でございます。

これについては現行施策の中で対応可能となっております。食品衛生法に基づく営業許可というのは、これは法律で都道府県が条例で定めるというふうになってございまして、都道府県知事の営業許可を受けなければならないことになっております。

したがって営業許可の基準・運用については、国の法令ではなくて道の条例で定め

る中身になっていまして、国に対する提案というのにはなじまないということでございます。

ちなみにイベントにおける臨時営業に関しては、道といたしましては、臨時営業等の取扱い要綱というのを定めてテントのような簡易なものの中でやるようなものについては認めているということで、実態によっては弾力的な運用ができるだけ行えるようになっていくということでございます。

次に 294 番でございます。国有財産の有効活用ということでございます。これは営林署の跡地を地域で有効に使いたいということで国に相談したら、売却以外の方法を検討してもらえなかったと。国が利用する意図のない国有財産については地域に帰属させるという流れでございます。

これにつきましては、やはり国の財産を、いかに地域とはいえ売却というのが原則でございまして、特別な事情等がある場合にはその売却の金額等は国との交渉によって決まってくることもございますので、これは特区で提案するというよりも現実に使うような土地があれば具体的に国と交渉して解決策を見出すというものではないかというふうに考えて、現行の施策の推進で対応可能というふうにしたところでございます。

次に 295 番でございます。老朽家屋の解体促進ということでございます。これは、廃屋の問題でございまして、誰も住む見込みのない老朽家屋というのは、周辺住民の脅威になっている。また自治体としても固定資産税を課税しても収納ができない状態が多く、母屋がある状態のほうが固定資産税は安いということがあって放置を促す原因になっている。都市計画の逆線引きなどを行って老朽家屋の解体を促進するという内容でございます。

これにつきましては、その他ということにしています。廃屋というのは、所有者の責任において処理するのが原則でございます。廃屋が放置されている原因は、提案にありますように、建物がある状態で土地を所有しているということで固定資産税が低くなるということはあると思われまして。また、相続放棄されていたとか、多重債務の担保になっているとか、複雑な経理関係があつて放置されていることがあろうというふうに考えられます。

ただ、この提案にあります都市計画法の逆線引は、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域というものがありますけれども、そこで逆線引、市街化区域となるところを開発できないような市街化調整区域に逆線引するということの趣旨だと思います。仮に提案のように、法的には逆線引というのは可能でございますが、仮に逆線引したとしても、かえって固定資産税が安くなるということで、逆に老朽家屋の放置状態を促す可能性があるのではないかということで、必ずしも老朽家屋の解体といった問題解決には繋がらないのではないかとということで、その他ということで整理してございます。

次に 296 番でございます。これは、電波の関係で、地域 FM の特例ということでございます。北海道は広大な面積で人口密度は低いけれども、電波法は東京などと同じだ。北海道の地域特性に合わせ、北海道電波特区を制定し、ミニ FM 放送の出力を東京の 10 倍にするなどして東京並みに受信できるようにしてはどうかという内容でございます。



これは、過去にも同じ趣旨の、同趣旨の提案がございました。この電波管理というのは、都道府県の区域法で出ているものですから、一つの都道府県の中だけで管理するのは難しいのかなということで、国が管理する専掌事項ということで整理してございます。

次に 297 番になります。多様な働き方を可能とする公務員人事制度というものでございます。公務員について育児・介護のための勤務の調整が必要な職員だけではなく、生活を豊かにするために短時間勤務を選択できるようにする。短時間勤務で短縮された分見合いの給与は減額するという中身の提案でございます。

これにつきましては、この提案者が関係する法律として地方公務員法がありまして、要は地方公務員を対象に考えていらっしゃるということでございます。

地方公務員の勤務条件については、地方公務員法で定められておりますけれども、基本的には条例で定めるようになっております。地方公務員法の中では、国及び他の地方公共団体の職員と権衡を失しないようにということが定められておりまして、具体的な勤務においては条例で定めるということで、これは直接的に提案する中身ではなくて、今の法律の中で必要ということであれば対応は可能ということでございます。

次に 298 番でございます。パチンコ店の規制強化ということでございます。パチンコ店への出店規制強化を行い、廃止を含めた権限を知事に与えるという内容のものでございます。パチンコ店の出店は、風俗営業法に基づいて都道府県の公安委員会が営業の許可を出しております。営業の許可にあたっては、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で地域や営業時間が制限されているという状況になっています。

したがって、こういう地域については、パチンコ店が出店するというときには条例で定める内容になっていまして、現在の法令の仕組みの中で対応可能という整理にしております。

次に 299 番でございます。北海道版「定住自立圏構想」の創設という提案でございます。この定住自立圏構想というのは、総務省が広域市町村計画に変わって推進していくものでございまして、この構想の中には、中心市といった要件があつて、中心市を持たない市町村が散在するまち、道内には多いのですけれども、そういうところの自立というものに繋がらないので、北海道版の定住自立圏構想をつくって、中心市の要件を緩和したり北海道特例包括的財政支援を行って全道的な自立に繋げるという提案でございます。

今提案にもありましたけれども、定住自立圏構想というのは、総務省が定めていますが、要綱に定めて進めているものでございまして、法律の内容を変えてできることではなくて、施策の問題でございまして、そういう整理で特区提案としては対応可能というふうに整理してございます。

300 番でございます。過疎地有償運送の促進という内容のものでございます。過疎地で有償運送をやっているけれども、運営協議会の中で許可をもらうことになるのですけれども、それは地元のタクシー会社で構成されていて、その合意を得なければ許可をもらうことはできない。協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れ、

受益者の意見も反映させてほしいというのが提案の内容になっています。

これについては、現行法令で対応可能というふうになってございまして、この提案の中にありますけれども、運営協議会が次に掲げるものに構成する者という中の3番目に住民又は旅客と書いてございます。あくまでも受益者、利用者が委員として入ることになっておりますので、現行法令で対応可能ということになります。

次は、301番でございまして。鉱業権に係る業務の義務づけということで、鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づけるという提案でございまして。鉱業権といいますのは、一定の土地の区域内において鉱物を採取し取得する権ということでございます。その設定を有するのは国、経済産業局長なのですが、出願し、許可を受けて効力を発生するというものでございます。今の法律の中で鉱業権を取得した場合に鉱業権の設定又は一定の登録があった日から6箇月以内に着手しなければならないというふうに義務づけられております。これについては、現行法令で対応可能というふうに整理しております。

次に302番、歴史的建造物保護のための建築基準設定というものでございまして。これは、歴史的建物の保存・再生をするうえで、建築基準法が妨げになっているので、その適用を受けないような独自の基準をつくるべきであるというものでございまして。

これにつきましては、右にありますけれども、歴史的建造物については、建築基準法の中でその適用を除外する規定がございまして。これについては、市町村の条例によって歴史的建造物を建築基準法の規定を適用しないといったことは条例で可能ということでございますので、現行法令で対応可能ということで整理させていただいております。

次に303番です。これは、交差点の拡幅ということでございまして。交差点を拡幅してほしいということでございまして、これについては法律的な枠内で可能ということで、あとは予算との関係があるかというふうに思っております。

次に304番です。アイスバーン体験ゾーンの設置ということです。これは、国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置するということになっております。これは、現行施策の推進で対応可能というところに整理しましたけれども、道路そのものをつくることはできません。必ずしもそういうふうにしなくてもそういうスケートリンクの交通の障害にならないようなところをそういうものにするなり、なんら法律の規制があるわけではありませんので、そういうかたちで対応してほしいということでございまして。

次でございまして、305番です。国道の制限速度の見直しということでございまして。直線で絶景が楽しめる国道において一律ではなくメリハリの効いた制限速度にするというものでございまして。

これについては、過去に類似の提案がございましたが、道の制限速度につきましては、道路交通法施行令というもので法定速度、一般道は60キロ、高速道路については100キロと定められています。これは、都道府県の公安委員会が、道路標識によって法定速度を超

える速度を設定することは、法律上は可能になっています。

ただ最高速度につきましては、交通安全といった観点から道路の設備の状況とか道路の車線数とか、交通事故の発生が多い少ない、そういういろいろなことを考慮して決めています。したがって、これは法律を変えてということではなくて、もっぱら交通安全などの公益的見地からどうなのかということを検討するべきものということをごさいます、現行法令で対応可能に整理しました。

最後になりますけれども、306番です。国公立大学の入学金、授業料の北海道独自の策定というものでございます。中身としては、少子高齢化が進展する中で、高等教育にお金がかかりすぎるので、国公立大学の入学金とか授業料を北海道独自につくって、大学については安い授業料で受けられるというふうにするべきではないかといった提案でございます。

これにつきましては、国公立大学の授業料は、独立行政法人になっておりますそれぞれの大学が、文部科学省が指定した標準額を参考にそれぞれの大学で決めているということでございます。

特に公立大学につきましては、それぞれの設置者が決めることになりまして、これも法的に決まっていることではなくて、たとえば法令上の問題ではなくて国公立大学についてはそれぞれ独立行政法人で決めているということでございます。ここでは、国の専掌と聞いていますけれども、そのように整理しましたけれども、その他ということで政策的な問題、あるいはそれぞれの自治体、公立大学を設置している自治体で議論して決められることでございます。

以上が道民から新たに提案されました38件につきまして、特区提案として検討すべきものは15件、特区提案によらなくても可能なものが23件ということで事務局でまとめさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありましたけれども、なにか説明を聞いておられてご意見、あるいはご質問がありがたいようでしたら是非お出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

時間の関係で、時間の関係というのは、昔はエンドレスで夜中近くまでやったことも何回もあるのですが、今日私が皆様方の予定を聞いているところによりますと、南部委員のほうは4時近い時間、もう近いのですが、退席されたいということがありました。

基本的に、およそのところというのは、2時間プラス・マイナスということで考えておりますので、そこそこ閉める時期なのかなというふうには思っています。

事前に資料としては、メール等々で数日前に配布されているので一読されて来られた先生方もおられるかもしれませんが、今日お二方が欠席されていることもありますし、

次回にまた2人が欠席することもあるかもしれません。仔細な議論をこれから残りの時間で十分尽くすということはできにくいというふうに思いますので、取分け後ろのほうの特区提案によらなくてもいいものというところでご意見・ご質問、あるいは特区提案として慎重に検討したほうがいいのではないかというふうにお考えの部分がありましたら是非お出しいただきたいと思います。

いずれにしても事務局との相談も必要ですが、私としましては、次回改めて、提案によるものというのは当然慎重な審議をしなければいけないけれども、今日の後ろのほうの締め括として特区提案としてよらなくてもいいのだというところは、次回の委員会の冒頭のところで、今日欠席されている委員の方々も含めて確認は取りたいというふうに思います。

ですからその点は、欠席なされている方には、是非きちんと読んできていただいて、こういうふうな仕分けをしますよということで次回ご了解を取った上で進めたいというふうに思います。

これは、そういうことでよろしいでしょうかということ委員の先生方の決を取らなければいけないのですが、その前に今の段階でご意見等、ご質問等々おありでしたらお出しいただきたいと思います。

事務局の説明の後ろのほう、どこを見ていただいても結構なのですが、提案によらなくてもいいものというのは、理由のカテゴリーでいくと国の専掌事項であるとか現行法令で対応可能とか現行施策の推進で対応可能、そしてその他というようなところがカテゴリー化された理由付けであります。

これは、多くのものは、実は似通ったものといったらいいのでしょうか、これまで何回も道民のみなさん方から提案としてあがってきているものでありますので、議論は比較的つくしてきているということ。

ただ、みなさん方がお出しになったように、本当に生活の現場でこういう不自由をされている、こういう意見を持っておられるのかというのは、やはり聞いてみないとわからないということがあって、そのために納得されるのですが、この仕分等につて、長くなって申し訳ありませんけれども、ご意見等があれば、ご質問で結構ですからいかがでしょうか。

(竹田委員)

これは、対応可能ということですが、する・しないというのは別の話になりますよね。

ここでは何もしないけれども、こう変えればいいのではないかという案はいくらでもあるわけです。たとえば29ページにパチンコ店の規則強化とあります。

現行法令で、より制限すべきだという政策があり得るかもしれない。それをするかしないか、たとえば奥尻のヘリコプターがありました。奥尻は、これで了解していることだという内容で、そういうものについては、できるならばやったほうがいいのになということがあるのです。

それは、ここではいわないということでもいいのでしょうか。

(井上会長)

今ご指摘のあった、たとえば、今聞かれているところは29ページのパチンコ店の出店規制強化というようなところなのです。

この件に関していえば、たとえばこういうようなことの見解というのは、この方だけではなくて、この背後には類似の見解を持っておられる方は多々おられると思うのです。ですからその立場からすると規制を強化してほしいということ。これも納得できる、片面納得できる。

ただ、ここでやっている部分は、冒頭に申し上げましたけれども、要するに国、道州制特区提案ということですから、私たちが向き合う先というのは国であるので、たとえば、これは道の管轄下に既にあって、そして道の議会で条例をつくる、つくらないというのは、これは道州制特区ということの検討にはなじまないのです。

そういうことで、こういうことが多々あって、現行法規でもできるのですよといってみても、こういう表現は、事務局にいつも叱られていますからあれなのですが、要するに金が無いから作っていないだけだということがある。そういうことがたくさんあって、たとえば奥尻あたりのところというのは、利尻・礼文などでも、あそこは旭川になるのかと思います。そういうようなかたちで類似の案件というのは多々あります。特定の地域の特定のところだけではなくて、同じようなあれであれば道民の方々、当然一つあがってくるというのは裏に同じような考え方、同じような苦しみをお持ちの方というのはたくさんおられるので、そういうようなところにも当然適用していくというようなかたちです。

ただ、道でできるものは道でやればいいし、国がそれを妨げているというのであったら道州制特区の提案として持って行って国に対峙しなければいけないのだけれども、先程説明があったようなかたちで考えているということなのです。

次回にというふうにいいましたけれども、それも違うのではないかとというようなご意見をお持ちであれば、また改めて次回にお出しいただくということでもよろしいでしょうか。

(南部委員)

284のところの特提案によらなくても対応可能なものとして道路の標識の件です。

いろいろな国々を見ますと、やはり自分の国の言葉と英語、これは既存のものの中に入っているわけです。北海道を車などでいろいろ旅行しますと、国道だとか主になる道路は全部綺麗にやっておりますけれども、やはりそういう所ばかりを走るわけではないと思うのです。

それで、これプラス、これはこれでよろしいのですが、そういう道内の細かい部分の道路にも目を向けて、そうであれば日本語と、そういうところにも英語があるべきではないかというふうに思います。

私は、特に道東のほうを、前に主人と行った時に、やはり日本語しか出ていないのです。

そうすると隣りに付いて全部説明しなければならないというようなことがあります。非常に不便な思いを体験したことがあります。ですから、そういう細々したところにも目を向けていただきたい。これは、すぐ可能なことだと思います。

それから、やはり観光客云々誘致の件が出ております。これは、こことはあまり関係がないのですが、日本における英語教育は、今は小学校から、幼稚園から始めているところもありますけれども、始まっております。やはり生きた言葉ができる。要するに、そういうレベルの教育をすべきだなと痛感しております。

それから、もう一つ、最初からカジノの件が出たものですから、この以前のことを知らないのですが、カジノも国によって非常に違うと思うのです。アメリカ、それからヨーロッパ、今はアジアの国々、オーストラリアもカジノが非常に盛んです。特に中国のマカオなどは、今はラスベガスを越すぐらいの大きなカジノが出てきています。

対応を見ておきますと、たとえばフランスを見ますと、入るのに外国人は、まずパスポート、それから自分の国の人間、フランスは身分証明書に代わる *carte nationale d'identite* というのですが、そういうものを必ず提示しなければならない。それから、入場にあたって保証金にあたるお金を払う。このような制度が全部あります。

それで、最初のところを見ますと、道民を除いて外国人の富裕層を云々というのが出ております。私は、それはあまり意味がないのではないかと。もしカジノをやるのであれば日本人も外国人も。ただそういったルールをきちんとつくって、そして行く。諸外国にも実例がありますから、そういうところを道のほうでもよく研究をして、そして私どもに提示していただければ、もっと実感のある考えが出てくるのではないかと。私はそのように思ったものですから、すいません、そのようなことでよろしく願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

そのあたりを含めてまた次回に意見の交換等々をさせていただければということで受け止めさせていただきたいというふうに思います。

その他、いかがでしょうか。

特に後ろのほうの件に関しまして、先程私をご提案申し上げましたけれども、道民のみなさん方が熟慮の上、貴重な提案をしていただいたということで慎重に取り扱うということで、事務局案というものに対しては、それぞれその限りにおいては納得、理解できる説明があったとは思いますが。次回の会議の冒頭にその部分の仕分け、これでよろしいか、修正が必要かということの問題提起をした上で、その仕分け作業を完了し、そして少なくとも特区提案として検討すべきものというふうに残っているものは、これは特段ご意見はないと思いますので、そこで審議をさせていただく。

ただ、これは特区提案としてということで軽々に扱っているわけではなくて、そこで答申に盛り込まないという手はあるわけですから、そこで書棚行き、書棚に収めるというこ

ともあります。そういうことで扱わせていただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

そうすると事務局からの議題、(3) 次回の委員会についてというようなところで説明をお願いできますか。

南部先生には、いていただきたいのだけれども、4時ということを承っておりますので。

(南部委員)

申し訳ございません。

(地域主権局 渡辺参事)

次の関係ですけれども、また検討をさせていただきまして、なんとか、できれば年度内にもう1回審議の場を設けたいと考えております。

今後の審議のスケジュールでございます。参考資料ということで付けてございます。1枚物でございます。これまでの委員会で審議されたことでございます。だいたい、大まかに7回の審議で答申をしていただいていたということ参考にして、これから夏くらいに向けて答申をまとめさせていただきたいというふうに事務局としては考えております。

ただ、答申については1本だけということにはなりませんので、予定通り答申の本数をまとめていただいて、また議会にかけるということもございますので、今後井上会長と相談しながら夏に向けて答申をいただければというふうに考えてございます。

事務局からは以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

では、言及されましたように次回の委員会の日程等々につきましては、各委員の先生方と十分に意思疎通を図りながら詰めていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、かなり前回の委員会から今日、そして次回の委員会というのは、若干これまでのやり方に比べますと時間的に空白の期間があるのかなという感じがいたしております。

ただ新政権になりまして、実際に道州制がどういうふうに、地方分権はともかくとして、道州制そのものについてどういうふうな対応をされるのか。あるいは、道州制特区提案についてどういうふうな対応をされるのか。これは、今答申として国にあげているものの、たとえば上書き権とか、非常にセンシティブなものがあるわけです。こういったものについてどういうふうなかたちで対応されるのかということ。これらが全て視界不良ということでもありますので、私たちとしても目に見えぬ相手、敵については問題ですから目に見えぬ相手と闘っているようなものでありますけれども、道民のみなさん方があげていただいているご意見を一つひとつありがたく受け止めて議論していくというのは、我々の責務で

もあります。委員の先生方におかれては、そういった意味でこの委員会の審議等々については、従前以上にご協力をいただければというふうに思います。

長時間になりましたけれども、本日の会議は、これにて終了ということで、遠くから来ていただいている方々に対しては甚だ申し訳ないのですが、雪も降っていませんのでなるべく早めにお帰りいただきたいと思います。

では、長時間失礼いたしました。ご苦勞さまでした。

<会議終了>